

環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文 目次

○ 環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）（第一条関係）	1
○ 自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号）（第二条関係）	5
○ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和三十四年政令第二百六十七号）（第二条関係）	6
○ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成四年政令第三百六十五号）（第二条関係）	8
○ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成七年政令第四百十一号）（第二条関係）	9
○ 特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第三百七十八号）（第二条関係）	10
○ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第七十六号）（第二条関係）	11
○ 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百八十九号）（第二条関係）	12
○ 物資の流通の効率化に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号）（第二条関係）	13
○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成二十一年政令第二百十八号）（第二条関係）	14
○ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百九十四号）（第二条関係）	15
○ 東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）（第二条関係）	16
○ 福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第百十五号）（第二条関係）	17
○ 大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）（第二条関係）	18
○ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令（令和四年政令第二十五号）（第二条関係）	19
○ 地方行政連絡会議法第四条第一項第十一号の国の地方行政機関を定める政令（昭和三十四年政令第百三十号）（第三条関係）	20
○ 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）（第三条関係）	21
○ 国土形成計画法施行令（平成十八年政令第二百三十号）（第三条関係）	22
○ 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（第三条関係）	23
○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）（第三条関係）	24

○ 食料供給困難事態対策法施行令（令和七年政令第三十九号）（第三条関係）	25
○ 中小企業等経営強化法施行令（平成十二年政令第二百一号）（第四条関係）	26

○ 環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 秘書官（第一条）</p> <p>第二章 内部部局等</p> <p> 第一節 大臣官房及び局並びに総合環境政策統括官の設置等（第一条―第八条）</p> <p> 第二節 特別な職の設置等（第九条―第十一条）</p> <p> 第三節 課の設置等</p> <p> 第一款 大臣官房（第十二条―第二十四条）</p> <p> 第二款 地球環境局（第二十五条―第二十九条）</p> <p> 第三款 水・大気環境局（第三十条―第三十四条）</p> <p> 第四款 自然環境局（第三十五条―第四十条）</p> <p> 第五款 環境再生・資源循環局（第四十一条―第四十五条）</p> <p>第三章 審議会等（第四十六条―第四十八条）</p> <p>第四章 施設等機関（第四十九条）</p> <p>第五章 地方支分部局（第五十条・第五十一条）</p> <p>附則</p> <p> 第二章 内部部局等</p> <p> 第一節 大臣官房及び局並びに総合環境政策統括官の設置等</p>	<p>目次</p> <p>第一章 秘書官（第一条）</p> <p>第二章 内部部局等</p> <p> 第一節 大臣官房及び局並びに総合環境政策統括官の設置等（第一条―第八条）</p> <p> 第二節 特別な職の設置等（第九条―第十一条）</p> <p> 第三節 課の設置等</p> <p> 第一款 大臣官房（第十二条―第二十四条）</p> <p> 第二款 地球環境局（第二十五条―第二十九条）</p> <p> 第三款 水・大気環境局（第三十条―第三十四条）</p> <p> 第四款 自然環境局（第三十五条―第四十条）</p> <p> 第五款 環境再生・資源循環局（第四十一条―第四十五条）</p> <p>第三章 審議会等（第四十六条―第四十八条）</p> <p>第四章 施設等機関（第四十九条）</p> <p>第五章 地方支分部局（第五十条）</p> <p>附則</p> <p> 第二章 内部部局等</p> <p> 第一節 大臣官房及び局並びに総合環境政策統括官の設置等</p>

(大臣官房の所掌事務)

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一 五 (略)

十六 地方環境局の組織及び運営一般に関する事

十七 四十八 (略)

2 (略)

第三節 課の設置等

第一款 大臣官房

(秘書課の所掌事務)

第十三条 秘書課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一 四 (略)

五 地方環境局の組織及び運営一般に関する事

六 一 八 (略)

第五章 地方支分部局

(地方環境局の名称、位置及び管轄区域)

第五十条 地方環境局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
北海道環境局	札幌市	北海道

(大臣官房の所掌事務)

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一 五 (略)

十六 地方環境事務所の組織及び運営一般に関する事

十七 一 四十八 (略)

2 (略)

第三節 課の設置等

第一款 大臣官房

(秘書課の所掌事務)

第十三条 秘書課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一 四 (略)

五 地方環境事務所の組織及び運営一般に関する事

六 一 八 (略)

第五章 地方支分部局

(地方環境事務所の名称、位置及び管轄区域)

第五十条 地方環境事務所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
北海道地方環境事務所	札幌市	北海道

東北環境局	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県
福島環境局	福島市	福島県
関東環境局	さいたま市	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 静岡県
中部環境局	名古屋市	富山県 石川県 福井県 長野県 岐阜県 愛知県 三重県
近畿環境局	大阪市	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中国四国環境局	岡山市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州環境局	熊本市	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

2 環境大臣は、一体として実施すべき事務の区域が前項に規定する二以上の地方環境局の管轄区域にわたる場合その他必要があると認める場合においては、環境省令で同項の管轄区域の特例（必要な経過措置を含む。）を定めることができる。

東北地方環境事務所	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県
福島地方環境事務所	福島市	福島県
関東地方環境事務所	さいたま市	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 静岡県
中部地方環境事務所	名古屋市	富山県 石川県 福井県 長野県 岐阜県 愛知県 三重県
近畿地方環境事務所	大阪市	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中国四国地方環境事務所	岡山市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方環境事務所	熊本市	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

2 環境大臣は、一体として実施すべき事務の区域が前項に規定する二以上の地方環境事務所の管轄区域にわたる場合その他必要があると認める場合においては、環境省令で同項の管轄区域の特例（必要な経過措置を含む。）を定めることができる。

(地方環境局の内部組織)

第五十一条 北海道環境局、東北環境局、関東環境局、中部環境局、近畿環境局、中国四国環境局及び九州環境局に、それぞれ次長一人(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)を置く。

2 次長は、地方環境局長を助け、地方環境局の事務を整理する。

3 前二項に定めるもののほか、地方環境局の内部組織は、環境省令で定める。

附 則

(福島環境局の設置期間の特例)

7 福島環境局は、当分の間、置かれるものとする。

(新設)

附 則

(福島地方環境事務所の設置期間の特例)

7 福島地方環境事務所は、当分の間、置かれるものとする。

○ 自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （事務の報告）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 前項に規定する環境大臣の権限は、<u>地方環境局長</u>に委任する。</p>	<p>附 則 （事務の報告）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 前項に規定する環境大臣の権限は、<u>地方環境事務所長</u>に委任する。</p>

○ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行												
<p>（権限の委任）</p> <p>第三十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第六条、第十五条第二項及び第二項、第十六条第一項、第十七条第一項から第四項まで、第十八条、第二十七条第一項及び第二項、第二十八条第一項、第二十九条第一項から第四項まで、第三十条、第三十九条第一項及び第二項、第四十条第一項、第四十一条第一項から第四項まで、第四十二条、第五十三条、第八十四条第三項、第八十五条第三項、第八十六条第三項、第八十七条第三項、第一百十二条、第一百十四条、第一百十五条第一項、第一百十六条第一項から第三項まで、第一百十八条、第一百九条第一項、第一百二十条第一項から第三項まで、第二百二十四条並びに第六百六十六条第三項及び第九項の規定に基づく主務大臣の権限は、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任されるものとする。ただし、主務大臣が法第六百六十六条第三項及び第九項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">主務大臣の権限</td> <td>地方支分部局の長</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>環境大臣の権限</td> <td>工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地</td> </tr> </table>	主務大臣の権限	地方支分部局の長	（略）	（略）	環境大臣の権限	工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地	<p>（権限の委任）</p> <p>第三十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第六条、第十五条第一項及び第二項、第十六条第一項、第十七条第一項から第四項まで、第十八条、第二十七条第一項及び第二項、第二十八条第一項、第二十九条第一項から第四項まで、第三十条、第三十九条第一項及び第二項、第四十条第一項、第四十一条第一項から第四項まで、第四十二条、第五十三条、第八十四条第三項、第八十五条第三項、第八十六条第三項、第八十七条第三項、第一百十二条、第一百十四条、第一百十五条第一項、第一百十六条第一項から第三項まで、第一百十八条、第一百九条第一項、第一百二十条第一項から第三項まで、第二百二十四条並びに第六百六十六条第三項及び第九項の規定に基づく主務大臣の権限は、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任されるものとする。ただし、主務大臣が法第六百六十六条第三項及び第九項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">主務大臣の権限</td> <td>地方支分部局の長</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>環境大臣の権限</td> <td>工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方環</td> </tr> </table>	主務大臣の権限	地方支分部局の長	（略）	（略）	環境大臣の権限	工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方環
主務大臣の権限	地方支分部局の長												
（略）	（略）												
環境大臣の権限	工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地												
主務大臣の権限	地方支分部局の長												
（略）	（略）												
環境大臣の権限	工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方環												

4	(略)	方環境局長又は特定事業者等が設置している工場等の所在地を管轄する地方環境局長
---	-----	--

4	(略)	境事務所長又は特定事業者等が設置している工場等の所在地を管轄する地方環境事務所長
---	-----	--

○ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成四年政令第三百六十五号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任）</p> <p>第十五条 法第四十五条第一項に規定する環境大臣の権限は、<u>地方環境局長</u>に委任する。</p> <p>2～5 （略）</p>	<p>（権限の委任）</p> <p>第十五条 法第四十五条第一項に規定する環境大臣の権限は、<u>地方環境事務所長</u>に委任する。</p> <p>2～5 （略）</p>

○ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成七年政令第四百十一号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(権限の委任)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 法第三十九条及び第四十条の規定による環境大臣の権限は、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する<u>地方環境</u>局長に委任するものとする。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。</p>	<p>(権限の委任)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 法第三十九条及び第四十条の規定による環境大臣の権限は、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する<u>地方環境</u>事務所長に委任するものとする。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。</p>

○ 特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第三百七十八号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 法第五十二条及び第五十三条第一項の規定による環境大臣の権限は、小売業者又は製造業者等の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方環境局長に委任するものとする。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。</p>	<p>（権限の委任）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 法第五十二条及び第五十三条第一項の規定による環境大臣の権限は、小売業者又は製造業者等の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方環境事務所長に委任するものとする。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。</p>

○ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第七十六号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 次の各号に掲げる環境大臣の権限は、当該各号に定める<u>地方環境局長</u>に委任するものとする。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。</p> <p>一 法第九条第一項の規定による権限 食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する<u>地方環境局長</u></p> <p>二 法第十一条第一項、第二項、第五項及び第六項、第十五条第一項及び第二項並びに第十七条第一項の規定による権限 再生利用事業を行う事業場の所在地を管轄する<u>地方環境局長</u></p> <p>三 法第二十四条第一項から第三項までの規定による権限 食品関連事業者、登録再生利用事業者又は認定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する<u>地方環境局長</u></p> <p>3～6（略）</p>	<p>（権限の委任）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 次の各号に掲げる環境大臣の権限は、当該各号に定める<u>地方環境事務所長</u>に委任するものとする。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。</p> <p>一 法第九条第一項の規定による権限 食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する<u>地方環境事務所長</u></p> <p>二 法第十一条第一項、第二項、第五項及び第六項、第十五条第一項及び第二項並びに第十七条第一項の規定による権限 再生利用事業を行う事業場の所在地を管轄する<u>地方環境事務所長</u></p> <p>三 法第二十四条第一項から第三項までの規定による権限 食品関連事業者、登録再生利用事業者又は認定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する<u>地方環境事務所長</u></p> <p>3～6（略）</p>

○ 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百八十九号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任） 第二十一条（略） 2 法第百三十条第三項及び第百三十一条第二項の規定による環境大臣の権限は、自動車製造業者等又はその委託を受けた者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する<u>地方環境局長</u>に委任するものとする。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。</p>	<p>（権限の委任） 第二十一条（略） 2 法第百三十条第三項及び第百三十一条第二項の規定による環境大臣の権限は、自動車製造業者等又はその委託を受けた者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する<u>地方環境事務所長</u>に委任するものとする。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。</p>

○ 物資の流通の効率化に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任） 第十四条（略） 2～8（略） 9 荷主事業所管大臣権限のうち環境大臣に属する権限（環境省令で定める事業を行う荷主に係るものに限る。）は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する<u>地方環境局長</u>に委任する。ただし、環境大臣が法第五十条第二項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。 10・11（略）</p>	<p>（権限の委任） 第十四条（略） 2～8（略） 9 荷主事業所管大臣権限のうち環境大臣に属する権限（環境省令で定める事業を行う荷主に係るものに限る。）は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する<u>地方環境事務所長</u>に委任する。ただし、環境大臣が法第五十条第二項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。 10・11（略）</p>

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成二十二年政令第二百十八号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（地方支分部局の長への権限の委任）</p> <p>第十九条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 環境大臣は、法第三十八条第三項の規定により委任された権限及び同条第四項の規定による権限を、特定事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所の所在地を管轄する<u>地方環境局長</u>に委任する。ただし、環境大臣が自らその権限を行使することを妨げない。</p>	<p>（地方支分部局の長への権限の委任）</p> <p>第十九条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 環境大臣は、法第三十八条第三項の規定により委任された権限及び同条第四項の規定による権限を、特定事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所の所在地を管轄する<u>地方環境事務所長</u>に委任する。ただし、環境大臣が自らその権限を行使することを妨げない。</p>

- 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百九十四号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（権限の委任）</p> <p>第三条 法第十六条、第十七条第一項、第十八条第一項から第四項まで、第三十一条第三項及び第四項、第四十九条第二項から第四項まで並びに第五十条第二項から第四項までの規定による環境大臣の権限は、<u>地方環境局長</u>に委任する。ただし、法第四十九条第二項から第四項まで及び第五十条第二項から第四項までの規定による権限にあつては、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。</p>	<p>（権限の委任）</p> <p>第三条 法第十六条、第十七条第一項、第十八条第一項から第四項まで、第三十一条第三項及び第四項、第四十九条第二項から第四項まで並びに第五十条第二項から第四項までの規定による環境大臣の権限は、<u>地方環境事務所長</u>に委任する。ただし、法第四十九条第二項から第四項まで及び第五十条第二項から第四項までの規定による権限にあつては、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。</p>

○ 東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任） 第十一条（略） 2 （略） 3 法第四十九条第五項及び第六項に規定する環境大臣の権限は、 地方環境局長に委任する。</p>	<p>（権限の委任） 第十一条（略） 2 （略） 3 法第四十九条第五項及び第六項に規定する環境大臣の権限は、 地方環境事務所長に委任する。</p>

○ 福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第百十五号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任） 第五十六条（略） 2・3（略） 4 次に掲げる環境大臣の権限は、<u>地方環境局長</u>に委任する。ただし、第一号に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。 一・二（略） 5～10（略）</p>	<p>（権限の委任） 第五十六条（略） 2・3（略） 4 次に掲げる環境大臣の権限は、<u>地方環境事務所長</u>に委任する。ただし、第一号に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。 一・二（略） 5～10（略）</p>

○ 大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（復興計画の作成に関する権限の委任）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第十三条第五項及び第六項に規定する環境大臣の権限は、<u>地方環境局長</u>に委任する。</p>	<p>（復興計画の作成に関する権限の委任）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第十三条第五項及び第六項に規定する環境大臣の権限は、<u>地方環境事務所長</u>に委任する。</p>

○ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令（令和四年政令第二十五号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任）</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 法に規定する環境大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める<u>地方環境局長</u>に委任するものとする。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。</p> <p>一 法第五十五条第四項から第七項まで並びに第五十六条第一項及び第三項の規定（法第五十五条第四項の規定にあつては認定市町村に係る部分を除き、法第五十六条第三項の規定にあつては多量排出事業者に係る部分に限る。）による権限 再商品化実施者、認定自主回収・再資源化事業者、多量排出事業者又は認定再資源化事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する<u>地方環境局長</u></p> <p>一 法第五十五条第四項の規定（認定市町村に係る部分に限る。）による権限 <u>地方環境局長</u></p> <p>6（略）</p>	<p>（権限の委任）</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 法に規定する環境大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める<u>地方環境事務所長</u>に委任するものとする。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。</p> <p>一 法第五十五条第四項から第七項まで並びに第五十六条第一項及び第三項の規定（法第五十五条第四項の規定にあつては認定市町村に係る部分を除き、法第五十六条第三項の規定にあつては多量排出事業者に係る部分に限る。）による権限 再商品化実施者、認定自主回収・再資源化事業者、多量排出事業者又は認定再資源化事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する<u>地方環境事務所長</u></p> <p>一 法第五十五条第四項の規定（認定市町村に係る部分に限る。）による権限 <u>地方環境事務所長</u></p> <p>6（略）</p>

○ 地方行政連絡会議法第四条第一項第十一号の国の地方行政機関を定める政令（昭和四十年政令第百三十号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>地方行政連絡会議法第四条第一項第十一号に規定する政令で定める国の地方行政機関は、総合通信局、沖縄総合通信事務所、税関、地方厚生局、管区海上保安本部及び地方環境局並びに厚生労働大臣が指定する都道府県労働局とする。</p>	<p>地方行政連絡会議法第四条第一項第十一号に規定する政令で定める国の地方行政機関は、総合通信局、沖縄総合通信事務所、税関、地方厚生局、管区海上保安本部及び地方環境事務所並びに厚生労働大臣が指定する都道府県労働局とする。</p>

○ 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定地方行政機関）</p> <p>第二条 法第二条第六号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一 二十三（略）</p> <p>二 二十四 <u>地方環境局</u></p> <p>三 二十五（略）</p>	<p>（指定地方行政機関）</p> <p>第二条 法第二条第六号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一 二十三（略）</p> <p>二 二十四 <u>地方環境事務所</u></p> <p>三 二十五（略）</p>

○ 国土形成計画法施行令（平成十八年政令第二百三十号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（広域地方計画協議会の組織）</p> <p>第二条 法第十条第一項の広域地方計画協議会は、別表の上欄に掲げる広域地方計画区域ごとに、次に掲げる国の地方行政機関で当該広域地方計画区域の全部又は一部を管轄するもの並びに同表の下欄に定める都府県及び指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）により組織する。</p> <p>一 〇十 （略）</p> <p>十一 <u>地方環境局</u></p>	<p>（広域地方計画協議会の組織）</p> <p>第二条 法第十条第一項の広域地方計画協議会は、別表の上欄に掲げる広域地方計画区域ごとに、次に掲げる国の地方行政機関で当該広域地方計画区域の全部又は一部を管轄するもの並びに同表の下欄に定める都府県及び指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）により組織する。</p> <p>一 〇十 （略）</p> <p>十一 <u>地方環境事務所</u></p>

○ 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行												
<p>別表第一（第五条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="235 459 627 497">（略）</td> <td data-bbox="627 459 1046 497">（略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 497 627 639">環境省</td> <td data-bbox="627 497 1046 639"> 地方環境局 原子力規制委員会原子力規制 庁 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 639 627 683">（略）</td> <td data-bbox="627 639 1046 683">（略）</td> </tr> </table>	（略）	（略）	環境省	地方環境局 原子力規制委員会原子力規制 庁	（略）	（略）	<p>別表第一（第五条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1128 459 1520 497">（略）</td> <td data-bbox="1520 459 1939 497">（略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 497 1520 592">環境省</td> <td data-bbox="1520 497 1939 592"> 地方環境事務所 原子力規制委員会原子力規制庁 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 592 1520 639">（略）</td> <td data-bbox="1520 592 1939 639">（略）</td> </tr> </table>	（略）	（略）	環境省	地方環境事務所 原子力規制委員会原子力規制庁	（略）	（略）
（略）	（略）												
環境省	地方環境局 原子力規制委員会原子力規制 庁												
（略）	（略）												
（略）	（略）												
環境省	地方環境事務所 原子力規制委員会原子力規制庁												
（略）	（略）												

○ 新型コロナウイルス等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(指定地方行政機関)</p> <p>第二条 法第二条第六号の政令で定める国の地方行政機関は、次のとおりとする。</p> <p>一〇二十八 (略)</p> <p>二十九 地方環境局</p> <p>三十 (略)</p>	<p>(指定地方行政機関)</p> <p>第二条 法第二条第六号の政令で定める国の地方行政機関は、次のとおりとする。</p> <p>一〇二十八 (略)</p> <p>二十九 地方環境事務所</p> <p>三十 (略)</p>

○ 食料供給困難事態対策法施行令（令和七年政令第三十九号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（指定地方行政機関）</p> <p>第四条 法第二条第七号の政令で定める国の地方行政機関は、次に掲げる機関とする。</p> <p>一〇二十一 （略）</p> <p>二十二 地方環境局</p> <p>二十三 （略）</p>	<p>（指定地方行政機関）</p> <p>第四条 法第二条第七号の政令で定める国の地方行政機関は、次に掲げる機関とする。</p> <p>一〇二十一 （略）</p> <p>二十二 地方環境事務所</p> <p>二十三 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2 法第八条第一項、第九条第一項及び第二項、第七十条第一項並びに第七十一条第一項の規定による主務大臣の権限（経済産業大臣に属するものを除く。）のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 社外高度人材活用新事業分野開拓計画であつて当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従つて行われる社外高度人材活用新事業分野開拓に係る事業（第一種動物取扱業（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第十条第一項に規定する第一種動物取扱業をいう。以下同じ。）及び第二種動物取扱業（同法第二十四条の二の二に規定する第二種動物取扱業をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の全部又は一部が環境大臣の所管に属するものに関する環境大臣の権限当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画を作成した新規中小企業者等の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境局長</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2 法第十四条第一項、第十五条第一項及び第二項、第七十条第二項並びに第七十一条第二項の規定による行政庁の権限（都道府県</p>	<p>（権限の委任）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2 法第八条第一項、第九条第一項及び第二項、第七十条第一項並びに第七十一条第一項の規定による主務大臣の権限（経済産業大臣に属するものを除く。）のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 社外高度人材活用新事業分野開拓計画であつて当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従つて行われる社外高度人材活用新事業分野開拓に係る事業（第一種動物取扱業（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第十条第一項に規定する第一種動物取扱業をいう。以下同じ。）及び第二種動物取扱業（同法第二十四条の二の二に規定する第二種動物取扱業をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の全部又は一部が環境大臣の所管に属するものに関する環境大臣の権限当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画を作成した新規中小企業者等の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2 法第十四条第一項、第十五条第一項及び第二項、第七十条第二項並びに第七十一条第二項の規定による行政庁の権限（都道府県</p>

の知事及び経済産業大臣に属するものを除く。)のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一〇十 (略)

十一 法第二条第一項第八号に掲げる者(全国を地区とするものを除く。)が単独で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業(第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業に係るものを除く。)の全部又は一部が環境大臣の所管に属するものに関する環境大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境局長

十二 特定事業者が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業(第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業に係るものを除く。)の全部又は一部が環境大臣の所管に属するものうち、その代表者が個別特定事業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別特定事業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む地方環境局又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る地方環境局が同一であるものに関する環境大臣の権限 当該地方環境局長

イ その地区が一の地方環境局の管轄区域を超えない地区組合

ロ その行う事業が一の地方環境局の管轄区域内に限られる法第二条第五項第八号に規定する一般社団法人

十三・十四 (略)

の知事及び経済産業大臣に属するものを除く。)のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一〇十 (略)

十一 法第二条第一項第八号に掲げる者(全国を地区とするものを除く。)が単独で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業(第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業に係るものを除く。)の全部又は一部が環境大臣の所管に属するものに関する環境大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所所長

十二 特定事業者が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業(第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業に係るものを除く。)の全部又は一部が環境大臣の所管に属するものうち、その代表者が個別特定事業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別特定事業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む地方環境事務所又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る地方環境事務所が同一であるものに関する環境大臣の権限 当該地方環境事務所所長

イ その地区が一の地方環境事務所の管轄区域を超えない地区組合

ロ その行う事業が一の地方環境事務所の管轄区域内に限られる法第二条第五項第八号に規定する一般社団法人

十三・十四 (略)

第十四条 法第十七条第一項及び第七項、第十八条第一項から第三項まで、第十九条、第二十七条第二項及び第三項、第七十条第三項並びに第七十一条第二項（認定経営力向上計画の実施状況に係るものに限る。）の規定による主務大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一〜六 （略）

七 特定事業者等が単独で又は共同で作成した経営力向上計画であつて当該経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業（第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業に係るものを除く。）の全部又は一部が環境大臣の所管に属するものに関する環境大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境局長

八 （略）

第十四条 法第十七条第一項及び第七項、第十八条第一項から第三項まで、第十九条、第二十七条第二項及び第三項、第七十条第三項並びに第七十一条第二項（認定経営力向上計画の実施状況に係るものに限る。）の規定による主務大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一〜六 （略）

七 特定事業者等が単独で又は共同で作成した経営力向上計画であつて当該経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業（第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業に係るものを除く。）の全部又は一部が環境大臣の所管に属するものに関する環境大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長

八 （略）